

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	美咲町地区地区計画				
地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げるもの</p> <p>(2) 図書館その他これに類するもの</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号から第3号まで及び第5号から第9号まで並びに(ハ)項第4号から第7号までに掲げるもの</p> <p>(2) 図書館その他これに類するもの</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(ホ)項第2号, (ヘ)項第5号(倉庫業法(昭和31年法律第121号)第25条の規定により認定を受けたものを除く。), (ト)項第2号から第4号まで, (ヌ)項第3号及び(ル)項第1号に掲げるもの</p> <p>(2) 地区1号幹線道路又は地区2号幹線道路に接する敷地の建築物で, 当該道路に面する1階部分を住宅, 共同住宅, 寄宿舎又は下宿としたもの(当該用途の出入口の部分を除く。)</p> <p>(3) 令第130条の5の3第2号に掲げるもので, その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号(兼用住宅を含む。), 第3号, 第5号及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(ニ)項第5号, (ホ)項第2号及び第3号, (ヘ)項第5号, (ト)項第2号から第4号まで, (ヌ)項第3号, (ル)項第1号並びに(ワ)項第4号に掲げるもの</p> <p>(3) ボーリング場及びスケート場</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号(兼用住宅を含む。), 及び第3号, (ホ)項第2号, (ヘ)項第5号(倉庫業法第25条の規定により認定を受けたものを除く。), (ト)項第3号及び第4号, (ヌ)項第3号並びに(ル)項第1号に掲げるもの</p> <p>(2) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの(作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工場を除く。)</p>
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	500㎡	1,000㎡	——	1,000㎡
	ただし, 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。				ただし, 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除き, 作業場の床面積の合計が150㎡を超える自動車修理工場にあつては10,000㎡。
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m, 道路境界線からは1.5m(軒の高さが2.3m以下の自動車車庫, 物置その他これらに類するものは隣地境界線から0.5m, 道路境界線から1m)。	隣地境界線からは1m, 地区3号道路又は市道南3-86号線の道路境界線からは3m, その他の区画道路の道路境界線からは1.5m。	都市計画道路新潟小須戸線沿線の公共空地敷地界からは3m, 地区1号幹線道路, 地区2号幹線道路, 地区3号道路, 地区4号道路又は市道南3-86号線の道路境界線からは3m, その他の区画道路の道路境界線からは2m。	都市計画道路新潟小須戸線の公共空地敷地界からは3m, 地区1号幹線道路, 地区2号幹線道路又は市道新光町堀割町線の道路境界線からは3m, その他の区画道路の道路境界線からは2m。	地区2号幹線道路, 市道南3-86号線又は市道新光町堀割町線の道路境界線から3m, その他の区画道路の道路境界線から2m。
	——	——	——	ただし, バス停留所の上屋にあつては, この限りでない。	
建築物の高さの制限(地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	市道南3-86号線の境界線から100mまでの範囲については50mを超えてはならない。		——	市道南3-86号線の境界線から100mまでの範囲については50mを超えてはならない。
	ただし, 飛行場外離着陸場の離着陸にかかる制限区域については, 30mを超えてはならない。			——	ただし, 飛行場外離着陸場の離着陸にかかる制限区域については, 30mを超えてはならない。
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣。		道路境界線から当該道路に係る壁面の位置の制限に掲げる距離以上離さなければならない。		
	ただし, 高さ1m以下のもの又は網状その他これに類する形状のものは, この限りでない。		——		
	ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)				

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は, 条例第8条に定められている規定です。